

# 転入

に関連するおもな手続き

支 マークのあるものは、大和支所で、  
支・出 マークのあるものは大和支所・各出張所でも受付しています。

	下記にあてはまりますか? あてはまる手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの等	該当	受付窓口	受付済	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード ・カードの暗証番号		市民課 (本庁 1 階窓口 1) 0833-72-1421		
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・登録する印鑑		支・出		
保険 年金	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	世帯主と国民健康保険加入者のマイナンバーがわかるもの		市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426		
	→70 歳から 74 歳までの方	負担区分の確認	(お持ちの方) ・負担区分証明書		支・出		
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険税の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票				
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方 ※資格喪失日より 1 4 日以内	勤務先の健康保険の喪失日の確認 国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満)	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		市民課 (本庁 1 階窓口 3) 0833-72-1428	支	
	→各種認定証 (病院での支払が一定金額までになる証明書) が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請	・前住所地の課税証明書 (お持ちの方) ・前住所地で発行された特定疾病療養受療証		市民課 (本庁 1 階窓口 2) 0833-72-1426	支・出	
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方		資格確認書等は後日郵送交付		市民課 (本庁 1 階窓口 3) 0833-72-1428	支	
	→山口県外から転入した方	負担区分等の確認	(前の住所地で発行された) ・負担区分等証明書				
年金を受給中の方	年金の住所変更届は原則不要です。 ※共済年金の方は共済組合へ						
→農業者年金を受給中の方	※農業委員会でご相談ください。				農業委員会 (本庁 2 階) 0833-72-1502		
高 齢	6 5 歳以上の方	介護保険の加入			高齢者支援課 (あいばーく光窓口 4) 0833-74-3003		
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談・申請	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書				
	運転免許証を保有していない方	高齢者バス・タクシー等運賃助成券の申請	身分証明書 (マイナンバーカード、運転経歴証明書等)		公共交通政策課 (本庁 2 階) 0833-72-8980	支・出	
	高齢者福祉サービスを受けていた方	高齢者福祉サービスの申請など	サービス内容などお問合せください。		高齢者支援課 (あいばーく光窓口 3) 0833-74-3012		
障 害	障害の手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 等				
		各種福祉サービスの相談・案内	※受付窓口にお問合せください。				
	自立支援医療 (精神通院、更生医療、育成医療) を受けていた方	各種自立支援医療の相談・申請	※受付窓口にお問合せください。		福祉総務課 (あいばーく光窓口 2) 0833-74-3001		
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 を受給していた方	各種手当の相談・申請	※受付窓口にお問合せください。				
	重度心身障害者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障害者の医療費助成の相談・申請	・資格確認書 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・マイナンバーカード				
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	・在学証明書 ・教科用図書給与証明 ・転入届手続き時に交付された転入学通知書		転入学通知書に記載された学校		
	小中学校で必要な費用の助成が必要な方	就学援助の手続き	※受付窓口にお問合せください。		教育総務課 (教育委員会 1 階窓口) 0833-74-3601		
	0 歳～高校生のお子さんがある方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請 ※転出予定日の翌日から起算して 1 5 日以内	・父母のマイナンバーが分かるもの ・請求者の通帳又はカード ・請求者の健康保険の資格が確認できるもの		こども政策課 (あいばーく光窓口 8) 0833-74-3009		
		・乳幼児/子ども医療費助成の相談・申請	・お子様の健康保険の資格が確認できるもの ・父母のマイナンバーが分かるもの ・父母本人の署名による情報連携同意書 ※転入 1 年以内の方は、前住所地が発行する課税の状況が記載された書類が必要な場合があります。				
	0 歳～就学前のお子さんがある方	乳幼児健康診査受診票の交付	母子健康手帳		こども家庭課 (あいばーく光窓口 9) 0833-74-1108		
	0 歳～高校生のお子さんがある方	予防接種予診票の交付	母子健康手帳		健康増進課 (あいばーく光窓口 1 0) 0833-74-3007		
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票		こども家庭課 (あいばーく光窓口 9) 0833-74-1108		
	保育所等に入園を希望する方	保育所等の入園相談	※手続き前にお問合せください。		こども政策課 (あいばーく光窓口 8) 0833-74-3005		

ひとり親家庭等に該当する方	ひとり親家庭医療費助成の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者とお子様の健康保険の資格が確認できるもの</li> <li>保護者とお子様のマイナンバーが分かるもの</li> <li>父母本人の署名による情報連携同意書</li> <li>※転入1年以内の方は、前住所地が発行する課税の状況が記載された書類が必要な場合があります。</li> </ul>	こども政策課（あいばーく光窓口8） 0833-74-3009	
	児童扶養手当の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童扶養手当証書」の写し</li> <li>受給者及び同居者のマイナンバーが分かるもの</li> </ul>	こども家庭課（あいばーく光窓口9） 0833-74-3006	
重度心身障害者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者の医療費助成の相談・申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格確認書（お持ちの方）</li> <li>障害者手帳（身障・療育・精神）</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul>	福祉総務課（あいばーく光窓口2） 0833-74-3001	
税・料金	水道を使用する方	使用開始申込み	お電話または水道局 HP で手続きできます。	水道局業務課料金係 0833-71-0705
	井戸水で下水道を使用する方	使用開始申込み	手続きが必要です。詳しくはお問合せください。（※水道水で下水道を使用されている方は、水道の手続きで下水道の手続きも完了となります。）	下水道課（本庁1階窓口12） 0833-72-1473
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任		税務課（本庁1階窓口5） 0833-72-1439
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金通帳</li> <li>通帳の届出印</li> </ul>	税務課（本庁1階窓口4） 0833-72-1447 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">支・出</div>
	原付バイク・小型特殊車両を所有している方	ナンバープレートの交付	登録する車両の車名（メーカー名）、排気量、原動機の形式、車台番号のわかるもの	税務課（本庁1階窓口5） 0833-72-1439 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">支</div>
	250cc以下のオートバイ、自動二輪（250cc超）を所有している方		※山口運輸支局でご相談ください。	山口運輸支局 050-5540-2073
	軽自動車所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください。	軽自動車検査協会 050-3816-3085
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札又はマイクロチップ情報	環境政策課（本庁1階窓口11） 0833-72-1466
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談	※受付窓口でご相談ください。	建築住宅課（本庁2階）
		市営住宅の同居手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員の住民票</li> <li>転入者の最新の課税証明書</li> </ul>	0833-72-1566



## 光市役所

〒743-8501  
山口県光市中央六丁目1番1号

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです。）

光市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp/>

# 手続きチェックシート 転入

## 光市に引越しされた方へ

忘れずにお持ちください。



光市役所周辺図

### 転入届

住み始めた日から14日以内に届出をしてください。  
提出先 **本庁1階市民課**又は**大和支所住民福祉課、各出張所**

#### 《届出に必要なもの》

- 前の住所地で発行された「**転出証明書**」  
（マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません。）
- お持ちの方は「**マイナンバーカード**」※
- 外国人の方は「**在留カード**」又は「**特別永住者証明書**」

#### ※ご注意ください

転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入届を行わない場合、マイナンバーカードの継続利用ができませんので、カードを返納していただけます。

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。  
本人確認書類の提示をお願いします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

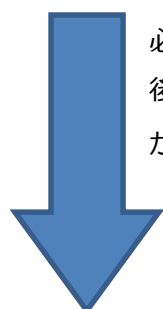
- パスポート
- 障害者手帳
- 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- 資格確認書
- 年金手帳
- 介護保険証
- 基礎年金番号通知書
- 顔写真付きの社員証、学生証など

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。



代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をします。
- 手続きができるかどうか、委任状等により手続きの対象となる方との関係を確認します。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を提示いただきます。